

一 事業主側

名 称

昭和木工所

事業主

井上力次郎

資本金

一萬圓

事業

和洋家具製造

企業系統

ナシ

使用労働者

男十七名

一 労働者側

労議参加者

十二名

組合加入者

十二名

関東労働組合

全園労働、関東木材産業労働組合

一 発生日

九月十二日

一 発生原因

従業員、大部分ハ諸員作業ニシテ近時不況、為吸入漸減シ一

日平均一圓三、四位ニシテ生活、脅威ヲ感シ最低賃金ノ制定

一 要求事項並交渉状況

従業員等ハ九月十二日組合本部員染谷金馬外八名ヲ代表トシ
工場事務所ニ工場主ヲ訪問シ要求事項ヲ提出交渉セルカ其ノ
顛末次、如シ

一 最低賃金ニ一圓トシ仕事上ノ差別ヲ撤廃セラル度

二 臨時休業ノ場合ハ一日一圓ヲ支給スルヲ以テ標準トスヘシ

三 退職手當、勤続手當制度ヲ即時制定セラル度

四 労務ノ改良サレ度

五 時間制度ヲ制定サレ度

回答

4、ハ異議ナシ、5、ハ現在實施シテ、アルモノナルヲ